

「事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分に関する検討結果報告(案)」に対する御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>第4 木くずに係る廃棄物の区分の見直しについて 全般</p>	
<p>市町村の行政コストが下がり、バイオエタノールなどへのリサイクルも容易になるほか、輸送コストも下がり、温室効果ガスの削減にもつながるため、木くず全般を積極的に産業廃棄物として区分すべき。</p>	<p>木くずの区分の見直しに当たっては、排出実態や排出事業者の意見等を勘案して検討が行われており、その結果に従い、見直しを行うことが適当であると考えられますので、報告書案のとおり、物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む。)に係る木くずを産業廃棄物として区分することとしました。</p>
<p>1 木製パレット</p>	
<p>木製パレット及びこれに付随して排出される梱包用木材は、排出量が大量であり、また、市町村の焼却炉で焼却処分するために、事前に裁断を要求されるなど、排出事業者等において取扱いに苦慮しているのが現実である。一方、産業廃棄物とした場合には、裁断等の前処理が不要となるほか、チップ化して燃料としての再利用などが可能となるなど、バイオマスの有効利用、地球温暖化対策の観点からも、産業廃棄物として区分すべき。</p>	<p>御意見等も踏まえ、報告書案第3, 1に記載されているとおり、貨物の流通のために使用したパレット及びパレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を産業廃棄物として追加することとしました。</p>
<p>輸入された大型機材を入れてあった木箱などは、クレーン等でハンドリングしてパレットを使わない場合もあるため、「事業系の梱包用木材」を産業廃棄物として区分すべき。</p>	<p>梱包用木材については、報告書案第4, 1に記載されているとおり、パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材に係る木くずを産業廃棄物として追加することとしました。</p>
<p>段ボール工場から排出される木製パレット、ベニア、抜き用木型といった木くずについて、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置許可を得ている紙・パルプ工場の廃棄物ボイラーで処理できれば、そのサーマル活用が容易となり、廃棄物の確実・適正な処理とともに、地球温暖化への効果も大きく期待できるため、これらの木くずについても産業廃棄物として区分すべき。</p>	<p>御意見等も踏まえ、報告書案第3に記載されているとおり、物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む。)に係る木くずを産業廃棄物に追加することとしました。なお、産業廃棄物処理施設の設置者は、届出により、一般廃棄物処理施設を設置することができます(廃棄物処理法第15条の2の4)ので、このような制度を活用することにより、一般廃棄物である木くずについても当該廃棄物ボイラーで処理することが可能です。</p>
<p>木製パレットについては、運送業者からの譲り受けなどにより、少量ではあるが、パレットを用いた貨物の輸送に関係しない事業者や一般家庭に行き渡っている可能性があるため、少量の場合には、従来どおり一般廃棄物としても処理できるようにすべき。</p>	<p>廃棄物の区分が個々の排出量に左右されるところとは適当でないと考えます。なお、一般家庭から排出される廃棄物は、従来どおり全て一般廃棄物として区分されます。</p>

<p>木製パレットや梱包材については、排出事業者が保管中の時点では、使用中のものか、廃棄物かの認定が難しく、保管基準等処理基準の適用が難しいケースが発生すると予想されるため、どのようなものが、廃棄物の木製パレットか具体的に、示す必要がある。</p>	<p>木製パレット等が廃棄物に該当するか否かは、他の廃棄物と同様に、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであると考えます(行政処分指針について(平成17年8月12日付け環産産第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)第一、4(2)参照)</p>
<p>製紙業界においては、木製パレットの所有権を有する製紙メーカーが出資して設立した共同回収会社により、これを回収し、再利用に努めているところであるが、木製パレットを廃棄する場合には、当該所有権が受託会社に移管されたものとみなして、受託会社が産業廃棄物の処理に関する手続を行えるようにすべきである。</p>	<p>木製パレットの所有権の所在は、民法等に基づき、製紙メーカー及び共同回収会社間で決定されるべき事項であると考えます。</p>
<p>廃木製パレットを製紙原料チップや燃料用チップ等に加工する場合は、産業廃棄物として取り扱うべきでない。</p>	<p>木製パレットが廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されることとなるため、中間処理後の利用方法によって廃棄物でないとして取り扱うことはできません。</p>
<p>木製パレット等を段ボール工場から製紙工場へ輸送する場合における産業廃棄物収集運搬業の許可手続を簡略化することにより、資源の再利用、CO2削減に大きな効果を期待できる。</p>	<p>今般の区分の見直しに当たって、産業廃棄物収集運搬業に係る許可手続を簡略化する必要性は認められません。</p>
<h2>2 木製家具・器具類</h2>	
<p>リース業の木製家具等が産業廃棄物になることは、現在、それらが郡部の市町村において、処理困難物化していることから適当である。</p>	<p>御意見等も踏まえ、報告書案のとおり、物品賃貸業に係る木くずを産業廃棄物として区分することとしました。</p>
<p>企業から排出される木製家具・器具類については、自治体における処理が困難な場合が多いため、産業廃棄物として処理する方が望ましく、業種指定の必要は無いと考える。</p>	<p>リース業においては、他の業種に比べ、木くず(リース物品(木製家具・器具類)に係るもの)が多量に排出されていることが認められるため、報告書案のとおり、物品賃貸業に係る木くずを産業廃棄物として区分するのが相当であると考えます。</p>
<h2>3 その他の木くず</h2>	
<p>剪定枝・伐採木・流木などのその他の木くずについて、引き続き一般廃棄物として区分することは現状ではやむを得ないが、道路管理者等から排出される大量の木くずをリサイクルし、有効活用することが、我が国の地球温暖化対策として極めて重要であるため、バイオマスエネルギーの活用、地球温暖化対策の観点から、これらの木くずも早期に産業廃棄物に区分することが適切である。</p>	<p>剪定枝・伐採木・流木などのその他の木くずについては、報告書案第4、3に記載されているとおり、区分を変更すべき特段の理由が見当たらないため、引き続き、一般廃棄物として区分することとしました。なお、報告書案第5、2、(2)に記載されているとおり、単に廃棄物の区分を見直すだけで、木くずの再生利用又は熱回収が促進されるものとは認められませんでしたので、環境省においては、引き続き、適切な促進策を検討、実施してまいりたいと考えています。</p>

<p>流木などのその他の木くずについては、発生現場が地域に密着している等の特殊性から、一般廃棄物として区分することは致し方ないが、ダム管理者等の自ら処理が円滑に行えるよう、産業廃棄物の移動式破砕施設と同様に、一般廃棄物の移動式破砕施設についても施設設置許可を不要とすべき。</p>	<p>事業者が設置する移動式がれき類等破砕施設について当分の間設置許可が不要とされているのは、あくまでも経過措置として暫定的に認められているものに過ぎないことから、一般廃棄物の移動式破砕施設について施設設置許可を不要とすることはできません。</p>
<p>第5 木くずに係る廃棄物の区分の見直しに伴い考慮すべき事項</p>	
<p>1 処理体制の整備等について</p>	
<p>今回の見直しに当たっては、排出事業者が有する処理責任について周知を徹底することが最も重要であり、一定期間は当該処理責任が果たされているか監視が必要と思われる。</p>	<p>報告書案第5、1(1)の記載を踏まえ、政令の施行までに十分な周知期間を設けるため、施行日を平成20年4月1日としました。なお、排出事業者に対する指導監督等は、廃棄物処理法に基づき、都道府県等によって、引き続き適正に行われるものと考えます。</p>
<p>木製パレットに限定された一般廃棄物処分業の許可・一般廃棄物処理施設の設置許可を得て事業を行っているが、区分の見直しに伴い新たに産業廃棄物処理業の許可・産業廃棄物処理施設の設置許可を取得することは、費用的・地域的にも不可能であり、何らかの配慮をすべき。</p>	<p>報告書案第5、1(1)の考え方を受け、御意見等も踏まえた上で、一般廃棄物処理業の許可を取得している者について一定期間産業廃棄物処理業の許可を得たものとみなす等の経過措置を設けることとしました。</p>
<p>市町村においては、報告書案第5、1(3)にあるとおり、処理が困難な一般廃棄物について、許可制度、市町村長の再生利用指定制度の活用、民間への処理委託、などの方策を積極的に活用することにより、円滑な処理の推進に尽力すべき。また、環境省においては報告書案第5、1(1)にあるとおり、処理の現場が混乱しないように市町村の実態把握に努めるとともに、処理が困難な一般廃棄物について円滑な処理の推進が図れるよう、市町村を指導すべき。</p>	<p>報告書案第5、1(3)に記載されているように、市町村は、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物について、適正処理を確保するための方策を的確に講じるべきものと考えられますので、環境省においても、引き続き、地方自治法に基づく技術的助言等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>2 排出抑制、再生利用等の促進について</p>	
<p>地球温暖化防止対策の一環として、また、廃プラスチックリサイクルの促進のため、木製パレットを耐久性面で優れている樹脂パレットへ転換すべき。</p>	<p>木製パレットと樹脂パレットとを比較した場合の環境面における優位性については、慎重な検討が必要であると考えられますが、環境省においても、必要に応じて、廃棄物行政を所掌する立場から適切な対応を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>製紙業界では、再利用を促進させるためパレットに社名・工場名を記載し、共同回収会社によるパレット回収に取り組んでいる。木製パレットの再利用促進・再資源化促進のため、無記名木製パレットの使用や木製パレットの流用・転用を禁止し、地方自治体から廃木製パレットの資源化促進のための助成金を拠出するなど、第5、2項に示されている「排出抑制、再生利用等の促進」について、適切な促進策を具体的かつ早急に講じるべき。</p>	<p>御意見にある取組については、木くずの排出抑制及び再使用の促進のために有効な手段であると考えられますので、環境省においても、関係各方面の取組を注視し、必要に応じて、廃棄物行政を所掌する立場から適切な対応を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>第6 その他</p>	
<p>事業系一般廃棄物である木くずについて、処理責任の所在を明確にし、行政による監督等が行えるようにするための届出・報告制を導入した上で、排出事業者の選択により、必要に応じて産業廃棄物処理を可能にすべき。</p>	<p>一般廃棄物である木くずについて産業廃棄物として処理できるとすることは、報告書案第6に記載されており、相当でないと考えます。</p>

募集期限後受付

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>現状、一般廃棄物として問題なく処理され、再資源化もできている木くずが、産業廃棄物になった場合には、産業廃棄物管理票の使用や一定の基準に従った委託契約の締結など、新たな管理コストが発生するため、木くずに係る廃棄物の区分の見直しは必要ない。</p>	<p>報告書案に記載されているとおり、木製パレット等については、事業活動に伴い多量に排出され、市町村による処理困難性も認められることなどから、産業廃棄物として区分するのが相当であると考えます。</p>
<p>木製家具・器具類については、リース業以外の業種においても、下取り等を行った場合には、一定量の排出があることなどから、業種によって産業廃棄物か一般廃棄物かを区別することは適当でないと考えます。</p>	<p>リース業においては、他の業種に比べ、木くず(リース物品(木製家具・器具類)に係るもの)が多量に排出されていることが認められるため、報告書案に記載されているとおり、リース業に係る木くずを産業廃棄物として区分するのが相当であると考えます。</p>
<p>引き続き一般廃棄物区分として区分される木製家具・器具類について、管轄行政の審査によって、産業廃棄物処分業者でも処分できる例外規定を設けるべきである。</p>	<p>一般廃棄物である木くずについて産業廃棄物として処理できるとすることは、報告書案第6に記載されているとおり、相当でないと考えます。なお、例外規定を設けるまでもなく、管轄行政(市町村)は、当該産業廃棄物処分業者に対し、廃棄物処理法第7条の規定に基づき、審査を行い、一般廃棄物処分業の許可を与えることが可能となっています。</p>